

平成28年6月吉日

お客様各位

株式会社ユニエツクス

国際海上輸出コンテナ総重量の確定方法制度化についてのご案内  
(届出荷送人として)

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より本年7月1日より発効される改正 SOLAS 条約（海上人命安全のための国際条約）に基づき、本年7月1日以降に船積みされる国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法を制度化する旨、通知が御座いましたので、以下ご案内致します。

敬具

<本制度の概要>

A. 荷送人(船社が発行する B/L に荷送人として記載される者)は、以下2つの方法の何れかの方法で確定した「コンテナ総重量情報」を船積み前に船長または代理人に提供しなければなりません。

- (1) 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法
- (2) 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせることでより確定する方法

B. コンテナ重量情報の確定を行う者は、国土交通大臣への届出又は登録が必要です。

- (1) 荷送人自らがコンテナ重量確定を行う場合には、国土交通大臣へ届出が必要。
- (2) 荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定を行う場合には、国土交通大臣への登録をしている登録確定事業者であることが必要。

\*詳細は国土交通省ホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn8\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

**HEAD OFFICE**

28-1, 1-CHOME OHI SHINAGAWA-KU TOKYO, JAPAN  
TEL: TOKYO (03)5742-7700 FACSIMILE: (03)5742-7785

INTERNATIONAL & DOMESTIC FREIGHT FORWARDER  
CONTAINER TERMINAL OPERATOR  
STEVEDORING, LONGSHORING & WAREHOUSING CONTRACTOR  
CUSTOMS BROKER  
SHIPS AGENTS

お願い

改正 SOLAS 条約は、荷送人にコンテナの総重量の確定並びに総重量情報の提供を義務付けております。提供した重量が異なることに起因して第三者に損害を与えた場合、荷送人若しくは間違った情報をご提供なさったお客様は民事上の責任を負担する可能性が有ります。

また、荷送人からコンテナ総重量の情報提供が無く、船長及び代理人等が確定したコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナを船積みしてはならないと規定されており、届出荷送人または登録確定事業者以外の者による総重量の確定が発覚した場合や、明らかに違法に重量をごまかした場合は罰則(罰金)が課せられます。

この為、お客様に下記をご確認させていただきます。

- @ 貴社が届出荷送人でいらっしゃるか
- @ 貴社または起用される倉庫または通関業者が登録確定事業者でいらっしゃるか

また総重量を確定する情報として、

- ① 適切な方法で計測された貨物重量情報 (Packing List)
- ② パレット及び荷敷き等の梱包材や固定材の重量情報
- ③ コンテナ自重情報

上記①・②・③と、上記を足し合わせた総重量を記載し、署名済みの「コンテナ搬入票のコピー」を必ず弊社までご案内下さい。

何れかの情報が不足した場合は、船積みが出来ない場合がございますこと、お知り置きください。

適切に計測された重量情報を入手できない場合は、コンテナ台貫所で総重量を計測の上(費用はお客様にてご負担願います)、総重量を記載した「搬入票のコピー」をご案内下さい。

\*弊社にてコンテナ詰め作業を行う場合は、上記①をご案内下さい。

以上、宜しくお願い申し上げます。